

第4次狭山市教育振興基本計画策定支援業務委託仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、第4次狭山市教育振興基本計画策定支援業務委託（以下「策定支援業務」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

本策定支援業務は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として策定した「第3次狭山市教育振興基本計画」について、令和7年度で5か年の計画期間が終了することから、令和8年度を始期とする「第4次狭山市教育振興基本計画」の策定に向け、必要な事項についての調査、分析、資料の作成等を行うこと及び専門的な見地からのアドバイス等の支援を受けることを目的とする。

3. 業務期間

業務の期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4. 業務内容

下記の内容については計画に必要と思われる事項を明記したものであり、策定支援業務を限定するものではなく、プロポーザル実施によって、受託者と企画提案された内容により協議のうえ変更する。

(1) アンケート調査実施支援（令和6年度中）

市民等にアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料とする。

アンケート調査については、調査票の作成から回収まで市が主体となっていくが、設問内容や設問数等について必要な支援を行うこと。

実施したアンケート調査の結果は、受託者が単純集計及びクロス集計等を行い、多面的な視点から分析できるよう受託者からも提案を行うとともに、市と協議のうえ、計画策定の基礎資料となる報告書を作成すること。

【アンケート調査】

(ア) 市民（16歳以上） 3,000人

無作為に抽出し、郵送にて配布および回収する。

(イ) 児童・生徒 800人

児童・生徒を対象とし、学校を通じて配布および回収する。

(ウ) 保護者 800人

(イ) の児童・生徒の保護者を対象とし、学校を通じて配布及び回収する。

(エ) 教職員等 600人

校長、教頭、教員、県費事務等を対象とし、学校を通じて配布及び回収する。

(オ) 関係団体 90団体

社会教育課関係団体、青少年育成地域会議、地域防犯ネットワーク、スポーツ振興課関係団体、図書館関係団体へ郵送にて配布及び回収する。

(カ) 狭山市スポーツ推進委員 38人

狭山市スポーツ推進委員へ郵送にて配布及び回収する。

(キ) スポーツ協会加盟団体の会員 170人

狭山市スポーツ協会に加盟している個人を対象とし、郵送にて配布及び回収する。

(ク) 狭山市レクリエーション協会加盟団体 70人

狭山市レクリエーション協会に加盟している個人を対象とし、郵送にて配布及び回収する。

※送付先、件数については予定数であり、アンケートの実施方法や内容等については協議のうえ定める。なお、インターネットを使った回答方法の併用も検討する予定である。

(2) 現計画の評価及び課題分析への支援

第3次狭山市教育振興基本計画の計画期間における、本市の教育行政の取り組み状況等の分析・評価を行う。

また、国・県・市の関連資料及び各種統計等を基に現状の分析・把握を行い、第4次計画に向けた課題の整理・分析を行う。

(3) 計画案の作成支援

教育政策の動向、上位計画、本市の現状及び課題を踏まえた計画案の作成まで支援する。作成にあたっては、市民にとってわかりやすい計画書を作成する。

ア 骨子案の作成

イ 素案作成

(4) パブリックコメント実施支援

パブリックコメント実施のための必要な資料の作成及びその意見内容の整理・回答案の作成支援を行う。

(5) 庁内検討委員会及び市民検討委員会等の運営支援

庁内職員で組織される庁内検討委員会や、市民の代表者で組織される市民検討委員会等において、会議資料の原稿データを作成するとともに、会議へ出席

し、助言等の運営支援（ファシリテーター）、会議録の作成及び提言書の取りまとめを行う。

受託者の会議出席及び議事録の作成は、8回程度を予定する。会議日程及び会議内容等については、協議の上決定するものとする。

（6）成果物の納品

ア 資料原稿電子データ一式（CD-RもしくはDVD-R）

イ その他本策定支援業務に関連するもので、市が指示するもの。

※成果物の所有権については、全て市に帰属するものとし、公表してはならない。

5. その他

- （1）本業務を遂行するにあたっての詳細な事項、本仕様書に記載のない事項及びその他本業務を遂行するにあたり生じた疑義については、その都度、事務担当課と協議し決定するものとする。
- （2）受託者は、策定支援業務の遂行にあたっては、市役所への来庁、Eメールの活用など、市と密に連絡調整を図らなければならない。
- （3）策定支援業務を遂行するにあたり、当市より貸与された資料については、その取扱には十分に注意を払い、紛失や汚損のないようにし、本業務が完了した時には返却することとする。
- （4）受託者は、当市の許可なく、策定支援業務で知り得た情報や資料等を公表することを禁じる。